

相馬市議会議会基本条例検証結果の公表について

令和３年９月１５日

平成 27 年 7 月に制定した議会基本条例は、おおむね 2 年ごとに条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を公表するものと条例第 24 条に定められています。

相馬市議会では議会基本条例第 24 条に基づき、各会派の意見を確認しながら、各条文の達成状況や条文改正の必要性の検証などを行ってきました。

令和 3 年 9 月 15 日に開催された議会運営委員会において検証が完了いたしましたので、ここに公表いたします。

１．議会運営委員会における検証経過

	日時	内容
1	令和 3 年 6 月 15 日	検証方法について
2	令和 3 年 7 月 28 日	条文改正の必要が無いことを確認
3	令和 3 年 8 月 26 日	各会派における条文達成状況の評価を確認
4	令和 3 年 8 月 31 日	検証の取りまとめ
5	令和 3 年 9 月 15 日	検証の取りまとめ

２．条文の達成状況の評価について

共通のチェックシートを用い、24 条からなる議会基本条例の条文が達成できているか各会派において達成状況の評価を行った。

評価の内訳は以下のとおりである。

評価内容	項目数
A：達成している	25
B：概ね達成している	50
C：達成できていない	15
—：評価対象外	6

3. 各会派において達成してると評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成していると評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第4条 会派

意見：同一理念を共有した会派が結成され、その中で意見交換を行いながら意思を決定し、政策立案、政策決定、政策提言を積極的に行っていると考えられる。

第4条

議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明するよう努めるものとする。

第19条 議会広報の充実

意見：ホームページ、議会だより、youtube等の媒体を活用し、積極的に議会情報の発信に努めていると考えられる。

第19条

議会は、広報紙、ホームページ等の広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制の整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

第21条 議員の政治倫理

意見：各議員ともに高い倫理観を持ち活動しており、達成できていると考えられる。

第21条

議員は、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

4. 各会派において達成できていないと評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成できていないと評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第8条 議会報告会

意見：新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できていない。オンラインなど様々な形態での実施を検討すべきではないか。

第8条

議会は、市政の課題全般に対し情報の提供及び共有に努めるため、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を年一回以上行うものとする。

第12条 市長による政策形成過程の説明

意見：基本計画についてはしっかり議論したが、一部の政策、事業等については説明に対する追及が全体として甘いと考える。各議員から市長に説明を求め、追究していくべきではないか。

第12条

議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会の審議における論点及び情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- 1 政策等を必要とする背景
- 2 提案に至るまでの経緯
- 3 市民参加の実施の有無及びその内容
- 4 他の自治体の類似する政策との比較検討
- 5 前条に規定する基本構想及び基本計画における根拠又は位置付け
- 6 政策等の実施に係る財源措置

第20条 専門的知見の活用

意見：市の直面する重要課題に対応するために、議会自らが主体的に大学等研究機関や専門家等と連携し、その重要課題の解決に努めることを規定しているが、積極的な活用は行っていないと思われる。議員立法や調査事案、意見書等を作成する際、各所との連携を図ることは効果的であると思われ、今後、積極的な活用を検討すべきではないか。

第20条

議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第百条の二の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。

各会派における議会基本条例検証結果

条文		新政会	にじ	そうま市民の会	新時代そうま
1 条	目的	—	—	—	B
2 条	議会の運営原則	A	B	C	B
3 条	議員の活動原則	B	B	C	A
4 条	会 派	A	A	B	A
5 条	議長の責務及び役割	B	B	—	A
6 条	危機管理	B	B	—	A
7 条	議会の透明性の確保及び説明責任並びに市民参加	B	B	C	B
8 条	議会報告会	C	C	C	B
9 条	議会と市長等との関係	A	B	B	B
1 0 条	適正な議会費の確立	B	B	B	A
1 1 条	基本構想及び基本計画	B	B	—	A
1 2 条	市長による政策形成過程の説明	B	B	C	A
1 3 条	予算及び決算における説明	B	B	B	A
1 4 条	委員会の適切な運用	B	C	C	B
1 5 条	政務活動費の執行及び公表	A	B	C	A
1 6 条	議員研修の充実強化	B	C	B	B
1 7 条	議会事務局の体制の整備	B	B	B	A
1 8 条	議会図書室の充実	B	B	B	A
1 9 条	議会広報の充実	A	A	B	A
2 0 条	専門的知見の活用	C	C	C	B
2 1 条	議員の政治倫理	B	B	A	A
2 2 条	議員の定数	B	B	B	A
2 3 条	議員の報酬	B	B	B	A
2 4 条	条例の検証及び見直しの手続	B	C	A	A

※評価について（A：達成している B：概ね達成している C：達成できていない）